

平成 29 年度前期（第 6 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業」
募 集 要 項

石川県的高等教育機関、地方公共団体及びその他関係団体等で構成する公益社団法人大学コンソーシアム石川では、平成 29 年度前期（第 6 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイト参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>
- ・日本代表プログラムウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/program/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローカル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等

は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、石川県の高等教育機関（大学、大学院、短期大学、高等専門学校）、地方公共団体及びその他関係団体等で構成する公益社団法人大学コンソーシアム石川（以下「本協議会」という。）が実施する「いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本事業は、石川県の明日を担う、グローバルな人材（グローバルな視野を持ちながらローカルな課題の解決に主体的に取り組むことのできる人材）を育成するために、石川県の地域活性化に寄与しようとする意欲ある学生の実践的な留学を支援し、その多様な能力を涵養して、地域企業等 への就職につなげていこうとするものです。

石川県はモノづくり企業が集積し、産業基盤が充実している一方で、国内需要の減少に対応して企業の海外展開や新産業の創出による持続的な産業成長が求められており、それを担う人材がますます必要になってきています。また、石川県では過疎高齢化が急速に進行し、地域の活力が徐々に失われつつあるため、地域に定住・定着してその活性化を主体的に担う新たな人材が求められています。こうしたグローバル化・人口減少時代のなかで、地域間競争・グローバル競争を勝ち抜き、活力ある地域を創造するため、本事業は、次代を担うグローバル人材を産学官が一体となって育成し、地域企業もしくは地域と深い関わりのある企業等に送り出す安定的なしくみを構築しようとするものです。

本事業が育成目標としている人材は、グローバル人材として必要な5つの能力（発見力・分析力・展開力・行動力・国際力）を獲得し、将来どのような立場になろうとも、自分自身が地球上のどこかの「地域」を構成する一員であることを深く自覚し、地域活性化のための様々な活動の中核的リーダーとして活躍できる人材です。

2. 事業の概要

本事業は、石川県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（留学時に4年生以上）に在籍する

日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場として留学生のネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）の提供を行います。

まず、本事業による支援を希望する学生は、本事業の3つの留学コースのうちから1つを選び、そのコースが設定するテーマに基づき、各高等教育機関の留学支援部門等のサポートを受けつつ、自分で考えた課題設定とその解決に向けての実践的な学修・研究プランを提案して応募します。応募した学生は、第1次選考（書類審査）を受け、合格すれば第2次選考（面接審査）に進み、派遣の可否が決定されます。

派遣留学生は、個々のコース・テーマ・留学先に対応して結成されたサポートチームによるサポートを受け、当初の留学プランを修正し、事前・事後研修プログラムを作っていきます。

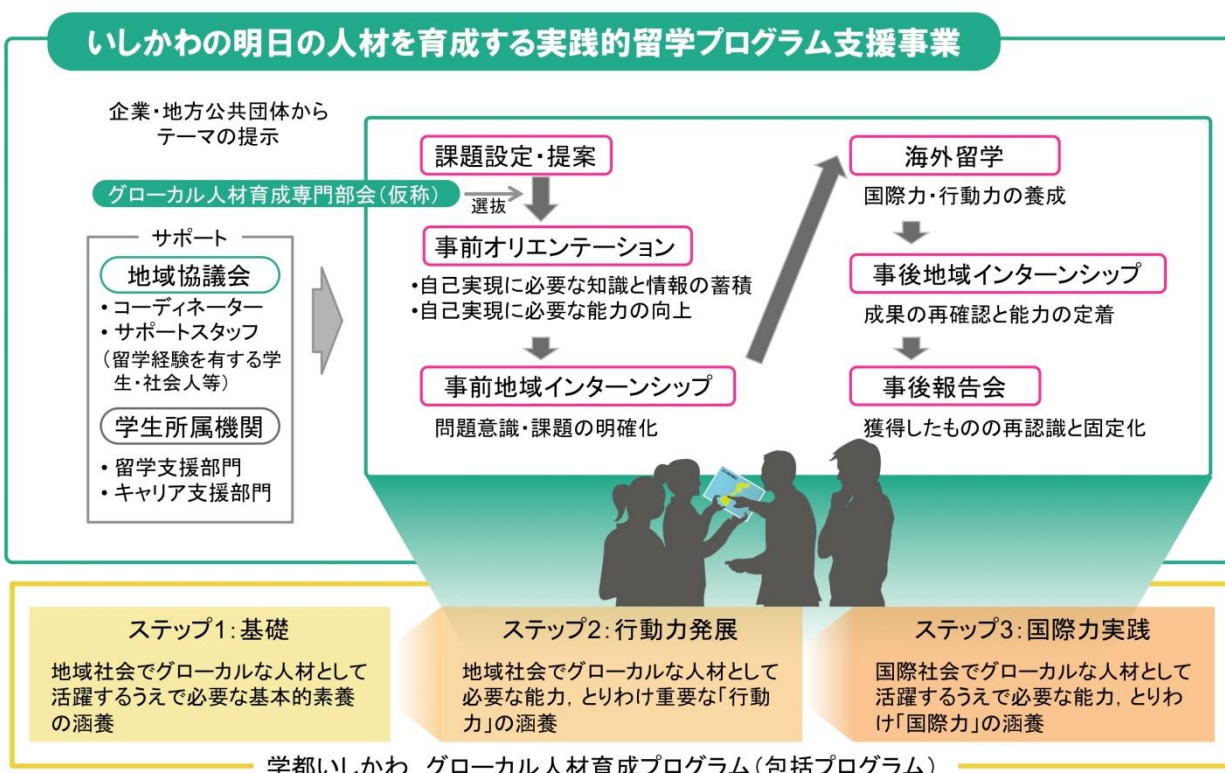
それらが確定したら、そのプログラムに合わせて事前オリエンテーション・事前地域インターンシップおよび関東もしくは関西で開催される本制度の事前研修に参加し、その後、留学先に渡航します。

留学中は、月1回、担当のサポートスタッフにレポートを送付し学修・研究の進捗状況を報告し、アドバイスを受けます。また、留学先の地域に進出している県内企業がある場合には、その企業等を訪問して学修・研究へのアドバイスを受けることもできます。

帰国後は、事後地域インターンシップ及び関東もしくは関西で開催される本制度の事後研修等に参加したあと、年2回県内で開催される事後報告会で学修・研究の成果を報告します。

プログラムの概要

平成24年度 文部科学省大学間連携共同教育推進事業(地域連携)選定事業
「学都いしかわ・課題解決型グローバル人材育成システムの構築」の枠組みを活用して実施



なお、本プログラムは、大学コンソーシアム石川が運営している包括型教育プログラム「学都いしかわグローバル人材育成プログラム」（以下「学都プログラム」と略称。）のなかに含まれています。そのため、本プログラムの派遣留学生には、「学都プログラム」への登録を義務づけ、グローバル人材としての質を保障する「学都プログラム」の修了証の取得を目指すこととなります。また、学都プログラムの一環として開かれる「学生×企業 POWER 交流会」や「学都石川グローバルビジョン養成講座」などのキャリア支援・就職支援関係のイベント・講座等に優先的に招待されるという特典も与えられます。

＊「学都プログラム」の詳細については、大学間連携共同教育推進事業選定取組「学都いしかわ課題解決型グローバル人材育成システムの構築」のウェブサイト（<http://gakuto.ucon-i.jp/>）をご覧ください。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

(1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材

- ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
- ・社会のために貢献したいという高い志
- ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
- ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
- ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
- ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力

(2) 世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材

(3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材

本事業では、上記の人材像に加え特に下記のような人材を支援します。

(4) 本制度における経験を活かし、在籍高等教育機関の卒業・修了後、石川県の企業等に就職する等、石川県の発展に貢献することを希望する人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、石川県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年生以上)(以下「在籍大学等」という。)に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

【留学プログラム】

テーマに応じて次の3つの留学プログラム(コース)を設定します

- (1) 「ものづくり×アジア」コース
- (2) 「観光・地域文化×アジア」コース
- (3) 「グローバル展開×地域課題」コース

1) 「ものづくり×アジア」コース

石川県には東アジア・東南アジアに進出しているものづくり企業が多数存在し、現地の文化・慣習を尊重しつつマネジメントを行い、企業活動を進めています。そうした「石川県のものづくり企業のさらなる東アジア・東南アジア進出に必要なことは何かを、現地に行って実践的に学び考えていこうとする留学企画」を募集します。応募に当たっては、産業分野(場合によっては対象企業を明示)と留学希望の地域、実践的な活動内容を明記してください。なお、検討のために本コースの具体的な課題例を以下に示します。

例1: 石川県は機械メーカーが集積し、海外進出も果たしているが、〇〇国へはまだあまり進出していない。自分の所属大学では〇〇国の●●大学と提携を結び、●●大学にて両大学生が共同で機械を組み立てる研修を実施している。この研修とそれに続くサマープログラムに参加し、〇〇国の技術力やニーズ・風土などを理解し、その成果を県内機械メーカーに就職することで石川県に還元したい。

例2: 石川県の食品加工メーカーは、日本では知られていても海外では知名度がまだ低い。一方、近隣のアジア諸国はその経済発展のなかで食が豊かになり、新たな海外の高級食品を受け入れる素地が出来つつある。自分が研究している□□という食品は、留学予定の〇〇国の留学生に聞くと非常に好評で、将来有望と思われる。〇〇国への留学を機に、現地の食文化を研究し、すでに進出している県内企業の方や□□のメーカーとも連絡を取りつつ、その進出可能性を探り、帰国後それを報告することで、県の発展に寄与したい。

2) 「観光・地域文化×アジア」コース

石川県には、近年、アジア諸国・地域から多数の観光客が訪れるようになりました。県の観光産業にとって、今後もアジア国・諸地域からどれだけ多くの観光客を呼び集められるかが重要な課題となっていますが、一方でアジア諸国・地域に進出する観光産業もあり、観光をめぐるアジアとの関係は重層化しつつあります。また、アジアの人々が石川県に魅力を感じる一つ

の要素がその伝統産業・伝統文化であり、その発展と周知が更なるアジアからの誘客の鍵でもあります。こうした状況を踏まえ、「石川県の観光産業および伝統産業・伝統文化の発展のために、東アジア・東南アジアとの関係を、現地に行って実践的に学び考えていこうとする留学企画」を募集します。応募に当たっては、対象とする産業・文化と留学希望の地域、実践的な活動内容を明記してください。なお、検討のために、本コースの具体的な課題例を以下に示します。

例 1：〇〇国はアジアのなかでは日本への観光客がまだ少なく、それはむしろ今後伸びる可能性があるということだと考えられる。自分の留学する〇〇国の●●大学には観光学の授業があり、またインターンシップやフィールドワークにも参加できるようになっている。これらを活用して、〇〇国の観光産業の実態を調査研究し、その成果を帰国後のインターンシップや、県内の観光関係者の前で報告することで還元したい。

例 2：自分が専門とする□□という石川県の伝統工芸は、広く東アジア・東南アジア全域に存在し、それぞれの地域で独自の発展をしている。自分が留学予定の〇〇国でも独自の発展を遂げており、この留学を機にその実情を現地調査し、石川県の□□の技術やデザインに取り入れられるものはないかを検討したいと考えている。自分は石川県に残り、この伝統工芸の発信など、振興に携わることで貢献していきたい。

3)「グローバル展開×地域課題」コース

上記2つのテーマ以外でも、地球規模の視野から考えていくことのできる石川県の地域的課題は存在します。そうした課題を自ら見つけ、現地体験をもとに考えていこうとする留学企画を募集します。このコースでは、あえて地域的な限定をしません。応募に当たっては、対象とする課題と海外との関係、及び留学希望の地域、実践的な活動を明記してください。なお、検討のために、本コースの課題例を以下に示します。

例 1：石川県のモノを売り込んだり、石川県が求めているモノを買い付けたりする商社の仕事も石川県の発展に寄与するものである。特に未だ関係性が築かれていない〇〇国でそうした可能性を検討することは意味があると考えます。〇〇国に留学し、現地の人々を知り、現地の産業と現地に進出している日系企業を訪問調査して、上記の検討をしていきたい。

例 2：自分が研究する××という課題の最先端は〇〇国であり、自分の在籍する△△大学と協定を結んでいる〇〇国の●●大学はそのトップの研究機関の一つである。そこに留学し、自らの研究課題に関する現地調査を行って、その成果を県内企業に就職することで石川県に還元したい。

例 3：少子高齢化を抱える石川県にとって、過疎地域での医療・福祉をどのように行っていくかは大きな課題である。〇〇国は発展途上国ではあるが、地域医療・福祉の分野では先進国として知られており、自分の在籍する△△大学と協定を結んでいる〇〇国の●●大学にはその分野の現地研修プログラムが存在する。●●大学に留学してそのプログラムに参加して〇〇国の医療・福祉の現場を学び、その成果を県内の医療・福祉関係機関に就職することで石川県に還元したい。

なお、上記コースでの実践的な活動の検討のために、その例を次に示します。ただし、これらがすべてではありません。

- ①留学先の大学等が行っている現地のインターンシップ・フィールドワークへの参加
- ②在籍高等教育機関が現地で行っている現地の人々との協働研修企画等への参加
- ③ 1) 2) のコース及び3) のコースで新興国を行き先とする場合のみ、現地語（英語以外）の習得、異文化理解等の学修。
- ④現地にある協賛企業でのインターンシップ（実習体験）等への参加、あるいは協賛企業や現地の県海外事務所等への訪問調査（下記に進出企業等一覧）

参考1：東アジア・東南アジア・南アジアに進出している協賛企業等一覧

国名・地域名	進出している協賛企業
中国	アール・ビー・コントロールズ(株)（上海） 小松精練(株)（上海）（蘇州）相談可 津田駒工業(株)（上海）（常熟）（咸陽）：上海のみ訪問調査可 中村留精密工業(株)（上海） (株)P F U（上海） ホクショー(株)（上海）：訪問調査相談可 (株)北陸銀行（上海）（大連）訪問調査相談可 (株)北國銀行（上海）：訪問調査相談可 三谷産業(株)（上海） (株)アイ・オー・データ機器（香港） EIZO(株)（蘇州）：相談可 (株)ハチバン（香港） 大同工業(株)（常熟）：相談可 石川県上海事務所：訪問調査可
韓国	アール・ビー・コントロールズ(株)（仁川） ホクショー(株)（ソウル）：訪問調査相談可 中村留精密工業(株)（テグ）
台湾	(株)アイ・オー・データ機器（台北）：訪問調査相談可 加賀屋（台北）：訪問調査相談可
ベトナム	玉田工業(株)（ハノイ）（ハイフォン）：インターンシップ・訪問調査とも相談可 三谷産業(株)（ホーチミン）（ハノイ）（ハイフォン）（ハイズン）（ドンナイ）：相談可 大同工業(株)（ハノイ）：相談可
タイ	(株)ハチバン（バンコク）：海外インターンシップ・訪問調査相談

	可 (株)北陸銀行 (バンコク) : 訪問調査相談可 会宝産業(株) (サムットプラカーン) 大同工業(株) : (ラヨーン) 相談可
シンガポール	(株)北國銀行 : 訪問調査相談可 (株)北陸銀行 : 訪問調査相談可 (株)アイ・オー・データ機器 会宝産業(株) (株)P F U 三谷産業(株)
インドネシア	大同工業(株) (カワラン) 相談可
インド	津田駒工業(株) (ムンバイ) 大同工業(株) (ラジャースターン) : 相談可

参考2 : その他海外諸地域に進出している協賛企業等一覧

国名・地域名	進出している協賛企業
アメリカ	EIZO(株) (カリフォルニア) (フロリダ) : カリフォルニアのみ相談可 (株)P F U (ミネソタ) (ミシガン) (カリフォルニア) 三谷産業(株) (カリフォルニア) キタムラ機械(株) (フロリダ) (シカゴ) (コネチカット) 大同工業(株) (ポートランド) (ユタ) : 相談可 (株)北陸銀行 (ニューヨーク) : 訪問調査相談可
イタリア	(株)P F U (ミラノ) 大同工業(株) (ボローニャ) : 相談可
イギリス	EIZO(株) (ブラックネル) (株)北陸銀行 (ロンドン) : 訪問調査相談可 (株)P F U (ロンドン)
ドイツ	EIZO(株) (カールスルーエ) (ヴォルフラーツハウゼン) (メンヘングラードバッハ) : メンヘングラードバッハのみ相談可 (株)P F U (ミュンヘン) キタムラ機械(株) (デュセルドルフ)
スウェーデン	EIZO(株) (アップランズバスビー)
スイス	EIZO(株) (ヴェーデンスヴィル)
UAE	会宝産業(株) (シャルジャ)

ケニア	会宝産業(株) (ナイロビ)
ガーナ	会宝産業(株) (テマ)
ナイジェリア	会宝産業(株) (ラゴス)
ブラジル	大同工業(株) (サンパウロ) (マナウス) : 相談可

注1:「可」とは、希望に対して相談に応じてくれるという意味であり、その相談の結果、協賛企業側の了解が得られて初めて訪問調査や海外インターンシップが可能となります。無条件で訪問調査や海外インターンシップを受け入れるという意味ではないので、ご注意ください。

注2:上記一覧は、協賛企業の了解を得て作成しています。進出先公表の了解が得られなかった企業もありますので、これが全進出先ではないことをご了解ください。まだ回答を得ていない企業もあるので、ホームページで最新情報を確認してください。

なお、上記3コースとも、月1回、担当のサポートスタッフにレポートを送付して学修・研究の進捗状況を報告し、アドバイスを受けることができます。また、留学中の学修成果の測定には、「学都プログラム」のループリックを使用し、留学後にループリックに基づく自己評価を必ず提出してもらいます。学習成果の測定に他の方法を併用することはかまいません。

【事前オリエンテーション及び事後報告会】

○事前オリエンテーションは、派遣留学生の事前学習状況によって異なるプログラムが用意されます。全員に共通する内容は、留学先についての基礎知識講座、留学先で必要な外国語能力についての研修、石川県についての基礎知識講座、設定した地域課題に関連する研修、です。特にまとまった学習が必要な場合は、「学都プログラム」のなかの授業科目・講座・教育プログラムへの参加を推奨します。

○事後報告会は年に2回、3月～4月、及び10月に開催を予定しています。

【事前・事後インターンシップ】※事前・事後合わせて20日以上を必須とする

○事前インターンシップは、問題意識・課題の明確化を目的とするため、数日から1週間程度のものです。テーマや課題設定、あるいは留学日程によっては、実施しない場合もあります。

○事後インターンシップは、留学の成果を実践の場で再確認し、留学で獲得した能力等を自己のものとして定着させることを目的とします。したがって、全員必修として2週間以上で実施します。

○インターンシップ先については、応募したコース・テーマ・課題に応じて、派遣留学生とサポートスタッフが話し合って協賛企業のなかから候補企業を挙げ、コーディネータが候補企業と交渉して決定します。協賛企業の受入が難しい場合は、石川県の設置するジョブカフェ石川、もしくは石川県中小企業団体中央会の支援を受けてインターンシップ先を調整します。

<日本代表プログラム>

本プログラムは「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の 1 コースですので、日本学生支援機構が行う事前・事後研修に各 1 回参加することが義務付けられています。

事前・事後研修は、関東及び関西で予定されています。事前研修は平成 29 年 3 月上旬～中旬（4 月～6 月出発予定の派遣留学生）、6 月（7 月～10 月出発予定の派遣留学生）が予定されています。

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの間に諸外国において留学が開始される計画。

なお、日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。

2) 諸外国における留学期間が 28 日以上 1 年以内（3 か月以上推奨）の計画

※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

3) 留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認をとれない計画は支援対象となりません。

4) 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画

5) 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

審査は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”、“石川県の発展に貢献できる人材”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

(1) 求める人材

本要項の「3. 求める人材像」で示したような人材であること。特に（4）を重視する。

(2) 学修・実践活動計画

1) 学修・実践活動の目的、達成目標

①明確な目的、達成目標の設定

・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

②達成目標の適切性

・学修・実践活動の達成目標が適切に設定されていること。

③申請コースの適切性

・申請コース（地域人材）に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

2) 学修・実践活動の内容（計画の妥当性）

①学修・実践活動の目的、達成目標との整合性、妥当性

- ・学修・実践活動の計画の内容やスケジュールが、学修・実践活動の目的や目標を達成するに当たって適切であること。(留学期間3か月以上推奨)
- ・留学先機関が、学修・実践活動の目的や目標を達成するに当たって適切であること。
- ・学修・実践活動の計画が、申請コース（地域人材コース）の形態に応じた内容であること。

②学修の成果及びその測定方法

- ・留学による学修の成果及びその測定方法の内容が、留学中の学修・実践活動からみて適切であること。(留学による単位取得の状況等)

3)学修活動の発展性

- ・学修活動により得た成果を将来的に産業界を中心に活用できるようなビジョン、取組があること。「グローバル展開×地域課題」コースにおいては、広く社会に対し活用できるようなビジョン、取組があること。また、そのビジョンや取組が審査の基本方針に応じたものであること。

4)留学計画の実現可能性

- ・学修活動の実現可能性が高い計画であること。
※留学先機関の受入れ許可証等や既に留学先機関と接触が始まっていることがわかるメール文等、留学計画の実現性を証明できる文書の写しがある際には加対象とします。
- ・留学準備の内容やスケジュールが、留学計画を実現するに当たり適切であること。
※実践活動に関しては、留学先機関の確定有無よりも、計画内容が留学の目的に沿っているかどうかを重視します。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます

(1) 奨学金等の内訳

※詳細は別紙1－1及び別紙1－2参照。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計画人数：計 15名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を

上限として支援します

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

(1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生

(2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

(3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生

(4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※詳細は別紙1－1及び別紙1－2参照

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

(注) 採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、すでに支給している奨学金等の返納を求めます。

(7) 平成29年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

(9) 本制度の第1～5期派遣留学生でない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航開始前に辞退した学生は対象となります。また、高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）、（大学院学位取得型）との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する第一種、第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併

給が可能です。休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

(10) 本制度の平成29年度前期（第6期）の他のコース（理系分野、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）。

(11) 大学コンソーシアム石川加盟の高等教育機関（＝石川県内の全高等教育機関）に在籍する正規の大学生、大学院生、短大生、及び高専生（3年生以上、つまり留学時に4年生以上となる者）

(12) 石川県の企業等に就職する等、石川県の発展に貢献することを希望する学生

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した「大学コンソーシアム石川」のウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

(1) 大学コンソーシアム石川のウェブサイト

<http://www.ucon-i.jp/newsite/tobitate/>

(2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①平成29年度前期（第6期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1） … 1部

②自由記述申請書及び留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し … 1部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※申請書類は全て A4 サイズに統一して作成してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等にて設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を 2MB 以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。

欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：平成 28 年 10 月 31 日（月）17 時必着

書面審査（一次審査）：平成 28 年 11 月

書面審査結果の通知：平成 28 年 12 月上旬

在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査）：平成 29 年 1 月中旬

場所：未定

審査方法：留学計画のプレゼンテーション及び個人面接審査

※場所は確定次第、メール及び大学コンソーシアム石川のウェブサイト等にて連絡します。

※面接審査に伴う交通費等は、応募学生の自己負担とします。

採否結果の通知：平成 29 年 2 月上旬

事前オリエンテーション・事前インターンシップ：

平成 29 年 2 月中旬～3 月下旬

※平成 29 年 7 月以降に出発する場合は、上記より遅く実施する場合があります。

日本代表プログラムの事前研修（1 泊 2 日）

平成 29 年 4 月～6 月に留学を開始する派遣留学生
関西会場（予定）

①平成 29 年 3 月 6 日（月）、7 日（火）

関東会場（予定）

②平成 29 年 3 月 11 日（土）、12 日（日）

平成 29 年 7 月～10 月に留学を開始する派遣留学生

関東会場（予定）

③平成 29 年 6 月（予定）

※①～③のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始： 平成 29 年 4 月 1 日（土）

事後インターンシップ： 平成 29 年 9 月以降

事後報告会： 平成 29 年 10 月、平成 30 年 3～4 月（予定）

13. 留学状況報告書の提出と事後研修

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後 1 か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後 1 年以内に、年 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月予定）開催する日本代表プログラムの事後研修（1 泊 2 日）のいずれか 1 回に参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。
変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと機構が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な留学が困難と認められる際には、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線2902、2903）

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて

本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

(公社) 大学コンソーシアム石川事務局

担当：事務局長 伊藤

住所：金沢市広坂 2－1－1

電話：076 (223) 1633

FAX：076 (223) 1644

メール：tobitate@ucon-i.jp

URL：<http://www.ucon-i.jp/newsite/tobitate/>

問い合わせ時間：9:00～17:45（平日：月～金曜）